「該当」を「相当」に改め、同項第一号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第七項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十項中「第七項第三号」を「第七項各号」に改める。

第二十一条第一項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第二十二条第一号及び第二号中「以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第二十五条第一項ただし書中「第五節」を「第六節」に改め、同項第一号中「第二節」を「次節」に改め、同項第二号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第四十一条中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削る。

第五十九条第五項中「当該担保の」を「当該担保による」に改め、「実効EPEを計測する」の下に「方法を使用する」を加える。

第百二十条の二を次のように改める。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百二十条の二　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{\quad}\ (Tm/10)$$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百二十二条第二号中「同条中」を「同項中」に改め、同条第三号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第百二十四条第四項中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条第六項中「EAD）に」を「EADをいう。）に当該」に改め、同条第七項中「おいて、」の下に「同条中」を加え、「第三項」を「第四項」に改める。

第百二十六条第二項第二号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削る。

第百二十九条第六項を次のように改める。

6　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

$$掛目=\sqrt{\quad}\ (Tm/10)$$

Tmは、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百六十一条第一項中「EAD」を「EADをいう。」に改める。

第百六十一条の二中「EAD」を「EADをいう。」に改め、「に千二百五十パーセント」の下に「のリスク・ウェイト」を加える。

第百六十一条の三中「EAD」を「EADをいう。」に改める。

第二百五十三条の三第一項中「に十二・五を乗じて得た額」を削り、同条第七項を次のように改める。

7　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD_i^{total}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD_i^{total}とすることができる。

$$掛目=\sqrt{\quad}\ (Tm/10)$$

Tmは、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第二百五十三条の四第一項中「に十二・五を乗じて得た額」を削る。

第二百五十三条の八第二項第一号を次のように改める。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,1}+A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF}{DF_{CM}}\cdot K^{*}_{CM}$$

$$K^{*}_{CM}=\begin{cases}100\%\cdot 1.2\cdot(K_{CCP}-DF')+100\%\cdot DF'_{CM} & if\quad DF'<K_{CCP} \quad (i)\\ 100\%\cdot(K_{CCP}-DF_{CCP})+c_1\cdot(DF'-K_{CCP}) & if\ DF_{CCP}<K_{CCP}\leqq DF' \quad (ii)\\ c_1\cdot DF'_{CM} & if\quad K_{CCP}\leqq DF_{CCP} \quad (iii)\end{cases}$$

$$K_{CCP}=\sum_i max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)\cdot 20\%\cdot 8\%$$

$$DF_{CM}=\sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM}=DF_{CM}-2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF'=DF_{CCP}+DF'_{CM}$$

$$c_1=Max\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}};\ 0.16\%\right\}$$

K^{*}_{CM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者ｉに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_iは、直接清算参加者ｉが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF_iは、直接清算参加者ｉが拠出した清算基金